第33号様式（第29条関係）

診療用エックス線装置備付届

年　　月　　日

　　　保健所長　殿

管理者　住所

氏名

　　下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法施行規則第24条の２の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称及び所在地  １　病院又は診療所の | 名　　　　　称 | |  | |
| 所　　在　　地 | | ＴＥＬ　　　　　　　　　　ＦＡＸ | |
| ２　診療用エックス線装置に関する事項 | 制作者名 | |  | |
| 型　　　　　式 | |  | |
| 台　　　　　数 | |  | |
| エックス線管高電圧発生装置の定格出力 | 連　続 | キロボルト（kv）  ミリアンペア（mA） | |
| 短時間 | キロボルト（kv）  ミリアンペア（mA） | |
| 蓄放式 | キロボルト（kv）  マイクロファラッド（μＦ） | |
| 用　　　　　　途 | | 直接撮影用　・　透視用　・　ＣＴ　・　骨塩定量装置  口内法撮影用・パノラマ撮影用・乳房撮影用・その他(　　　　) | |
| 療エックス線技師  　歯科医師、診療放  ３　エックス線診療 | 氏　　　　　　名 | | 職　　種 | エックス線診療に関する経歴 |
|  | |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| の氏名及び経歴  射線技師又は診  に従事する医師 |  |  |  |  | |
| ４　備付年月日 | | |  | 年　　　　月　　　　日 | |
| ５　診療用エックス線装置のエックス線障害防止に関する構造設備の概要 | クス線量（空気カーマ率）になるように遮へいする  エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外のエッ | 定格管電圧50KV以下の治療用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から５㎝の距離において1.0mGy/時以下 | | 以下　・　超える |
| 定格管電圧50KVを超える治療用エックス線装置 | エックス線管焦点から１ｍの距離において10mGy/時以下 | | 以下　・　超える |
| 装置の接触可能表面から５㎝の距離において300mGy/時以下 | | 以下　・　超える |
| 定格管電圧125KV以下の口内法撮影用エックス線装置 | エックス線管焦点から１ｍの距離において0.25mGy/時以下 | | 以下　・　超える |
| 上記以外のエックス線装置 | エックス線管焦点から１ｍの距離において1.0mGy/時以下 | | 以下　・　超える |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置 | 充電状態であって照射時以外のとき接触可能表面から５㎝の距離において20μGy/時以下 | | 以下　・　超える |
| 総　　　濾　　　過 | 定格管電圧が70KV以下の口内法撮影用エックス線装置 | 1.5㎜A1当量以上 | | ㎜A1当量 |
| 定格管電圧が50KV以下の乳房撮影用エックス線装置 | 0.5㎜A1当量以上  0.03㎜Mo当量以上 | | ㎜A1当量  ㎜Mo当量 |
| 輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 | 2.5㎜A1当量以上 | | ㎜A1当量 |
| 透　　視　　用　　エ　　ッ | 透視中の患者への入射線量率は、入射面の利用線錐中心における空気カーマ率が50mGy/分以下 | | | 以下　・　超える |
| 操作者の連続した手動操作で作動中連続警告音等を発するようにした高線量率規制制御を備えた装置にあっては125mGy/分以下 | | | 以下　・　超える |
| 透視時間を積算することができ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発するタイマー | | | 有　・　無 |
|  | エックス線管焦点皮膚間距離が30㎝以上になる装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロック（ただし、手術中に使用する装置は20㎝以上にすることができる） | | | 有　・　無 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ク　　ス　　線　　装　　置 | 利用するエックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置 | | | 有　・　無 |
|  | 利用線錐中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が受像器の接触可能表面から10㎝の距離において150μGy／時以下 | | | 以下　・　超える |
|  | 透視時の最大受像面を３㎝超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が当該接触可能表面から10㎝の距離において150μGy／時以下 | | | 以下　・　超える |
|  | 利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段（被照射体の周囲） | | | 有　・　無 |
|  | 撮影用エックス線装置 | エックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置（ＣＴ装置は除く） | | | 有　・　無 |
|  | 定格管電圧70KV以下の口内法撮影用エックス線装置 | エックス線管焦点皮膚間距離が15㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | 定格管電圧70KVを超える口内法撮影用エックス線装置 | エックス線管焦点皮膚間距離が20㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | 歯科用パノラマ断層撮影装置 | エックス線管焦点皮膚間距離が15㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | 移動型及び携帯型エックス線装置 | エックス線管焦点皮膚間距離が20㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | ＣＴエックス線装置 | エックス線管焦点皮膚間距離が15㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合に限る） | エックス線管焦点皮膚間距離が20㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | 上記以外のエックス線装置 | エックス線管焦点皮膚間距離が45㎝以上 | | 以上　・　未満 |
|  | クス線装置  移動型及び携帯型エッ | 移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者２ｍ以上離れた位置において操作できる構造 | | | 有　・　無 |
|  | 移動型及び携帯型エックス線装置の保管 | | 鍵のかかる等適切な保管場所 | 有　・　無 |
|  | 装置のキースイッチの適切な管理 | 適　・　否 |
|  | クス線装置  胸部集検用間接撮影エッ | 利用線錐が角錐型となり利用するエックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置 | | | 有　・　無 |
|  | 受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10㎝の距離における空気カーマが1.0μGy/lばく射以下 | | | 以下　・　超える |
|  | 被照射体の周囲には箱状の遮へい物を設け、遮ヘい物から10㎝の距離における空気カーマが1.0μGy/lばく射以下 | | | 以下　・　超える |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 置  用装  治療 | ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロック | | 有　・　無 |
|  | 置  法装  口内 | 照射筒の端におけるエックス線照射野の直径が６㎝以下 | | 以下　・　超える |
| ６　エックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 天井、床及び周囲の画壁等は外側における実効線量が１mSv/週以下 | | | 以下　・　超える |
| 備  エックス線診療室の構造設 | 遮へい物  遮へい物  を設ける場所 | 構造　　・　　材料　　・　　厚さ | |
| 天　井 |  | |
| 床 |  | |
| 壁 |  | |
| 監視窓 |  | |
| その他の開口部 |  | |
| エックス線診療室と画壁等で区画された操作室 | | 有　　　無  　　　　　□無（1000mAs/週以下で使用する口内法撮影装置）  　　　　　□無（患者近傍撮影（乳房撮影、近接透視撮影等）時）  　　　　　□無（機器から1mで６μSv/時以下の骨塩定量分析装置）  　　　　　□無（機器表面で６μSv/時以下の輸血用血液照射装置）  　　　　　□無（その他） | |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患　　者　　用 | 有　・　無 |
| エックス線診療室である旨を示す標識 | | | 有　・　無 |
| エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示 | | | 有　・　無 |
| エックス線診療室に２台以上のエックス線装置を備えた場合は、エックス線装置からの同時照射を防止する措置 | | | 有　・　無 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | | 別添図面のとおり |
| 管理区域の境界における実効線量が１.３mSv/３月以下 | | 以下　・　超える |
| 管理区域である旨の標識 | | 有　・　無 |
| 管理区域への立入の制限措置 | | 有　・　無 |
| 敷地の境界等、その他 | 病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が250μSv/３月以下 | | 以下　・　超える |
| 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が１.３mSv/３月以下 | | 以下　・　超える |
| 放射線診療従事者の被ばく測定器具 | | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者等用の防護用具 | | 有　・　無 |
| ス線装置使用場所  ７　移動型透視用エック | ス線診療室  手術室・ＣＴ室・エック | 移動型透視用エックス線装置の保管状況 | 鍵のかかる等適切な保管場所 | 有　・　無 |
| 装置のキースイッチの適切な管理 | 適　・　否 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 実効線量が1.3mSv/３月以下 | 以下　・　超える |
| 管理区域への立入の制限措置 | 有　・　無 |
| 管理区域である旨の標識 | 有　・　無 |
| 管理区域設定に係る記録 | 有　・　無 |

　注意事項

　１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。

　２　診療室図は、照射方向、エックス線から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

　３　管理区域の標識等の位置を診療室図中に記入すること。

　４　エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

　５　漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。